

内閣官房・内閣府本府等行政事業レビュー行動計画

内閣官房・内閣府本府

平成27年4月16日

1. 行政事業レビューの取組体制

行政事業レビュー推進チームは、＜行政事業レビュー推進チーム＞メンバーとし、各部局等と調整を行いつつ、下記＜取組内容＞に規定する取組みを行う。

＜行政事業レビュー推進チーム＞

統括責任者 内閣府大臣官房長

副統括責任者 内閣府大臣官房総括審議官、
内閣府大臣官房政策評価審議官、
内閣官房・内閣府大臣官房会計課長、
内閣府大臣官房企画調整課長、
内閣府大臣官房政策評価広報課長、

メンバー 内閣府大臣官房総務課長、内閣府大臣官房人事課長、
沖縄総合事務局総務部長、
内閣官房内閣総務官室内閣参事官、
内閣法制局長官総務室会計課長

実務者 内閣官房・内閣府大臣官房会計課企画調整官、
内閣官房・内閣府大臣官房会計課課長補佐(予算担当)、
内閣府大臣官房企画調整課課長補佐(総括担当)、
内閣府大臣官房政策評価広報課課長補佐(政策評価担当)、
内閣府大臣官房総務課課長補佐(審査担当)、
内閣府大臣官房人事課課長補佐(企画担当)
内閣府大臣官房人事課課長補佐(任用担当)、
内閣官房内閣総務官室参事官補佐(調整担当)、
内閣法制局長官総務室会計課課長補佐

＜取組内容＞

- ① 行政事業レビューシートの適切な記入及び厳格な自己点検の指導
- ② 外部有識者の点検を受ける事業の選定及び外部有識者からの点検結果の聴取
- ③ 外部有識者による公開プロセスの対象となる事業の選定及び点検結果の聴取
- ④ ①から③を踏まえた事業の厳しい点検及び点検結果のとりまとめ
- ⑤ 事業の改善状況の点検
- ⑥ 概算要求への反映状況の確認及びとりまとめ

- ⑦ 国からの資金交付により造成された基金の適切な管理を確保するための以下の取組に関する指導
 - ・「基金シート」及び「地方公共団体等保有基金執行状況表」の作成対象となる基金及び基金事業の正確な現況把握等
 - ・「基金シート」及び「執行状況表」の適切な作成及び公表
 - ・基金の適切な自己点検の推進及び実施体制の整備
- ⑧ 「公益法人等に造成された基金の執行状況一覧表」の適切な作成・公表
- ⑨ 官民ファンド等の出資の所管部局による、「出資状況表」の作成対象となる出資の現況把握等及び同表の適切な作成・公表等の取組の指導

2. 事業の点検等

(1) レビューシート（行政事業点検票）の作成等

1. ①から⑥までについて、チームによる厳格な点検・指摘が確実に実施されるよう、内閣官房・内閣府大臣官房会計課長は、関係事業所管部局及び外部有識者並びに事務局と調整を行う。

特に1. ①の「行政事業レビューシートの適切な記入」の取組においては、事業の効果検証に極めて重要であることから、以下のとおり記載することとし、内閣官房・内閣府大臣官房会計課長が厳格に点検するものとする。

① 成果目標及び成果実績の記載に際しては、

ア活動指標と混同することなく、事業実施により実現しようとする国民の利便性向上などの目標を成果目標とすること。

イ成果目標の設定にあたっては、上位政策・施策との整合性を確保するのみならず、事業実施の具体的な関連性(実施から成果の発現に至る過程)、成果実績の把握可能性についても十分考慮すること。

ウ成果目標は指標を用いてできる限り定量的に示すこと。

② 事業の性格等によって、定量的な成果目標の設定が困難な場合には、

ア定量的な成果目標の設定が困難な理由を記載した上で、定性的な目標を必ず記載すること。

イ事業の妥当性を検証するための代替的な目標や指標をレビューシート上に設定すること。

③ 活動指標及び活動実績については、必ず定量的に示すこと。

④ 「関連事業」欄には、事業目的如何に関わらず、事業の対象や態様において実施内容が類似していると受け止められる可能性のある事業について、関連事業を可能な限り幅広い範囲で捉え、役割分担や具体的な内容を記載し、積極的に国民に対する説明責任を果たしていくものとする。

- ※ その他必要に応じメンバー以外の者を出席させ、意見を述べさせることができる。
- ※ 行政事業レビューの対象事業は、26年度中に実施した事業、27年度新規事業、28年度新規要求事業を対象とする。
- ※ 公開プロセスにおいては、対象事業の担当課長等が説明者として出席する。
- ※ 内閣官房については、国の安全保障・危機管理上の重大な利益を損なわない範囲において対応する。

(2) 外部有識者会合

外部の視点を活用したレビューの実施のため、以下の外部有識者により構成する。

石堂 正信 公益財団法人交通協力会
 官民競争入札等監理委員会委員

今井 猛嘉 法政大学大学院法務研究科教授
 内閣府本府入札等監視委員会委員

南島 和久 神戸学院大学法学部准教授
 内閣府本府政策評価有識者懇談会委員

山谷 清志 同志社大学政策学部・大学院総合政策科学研究科教授
 内閣府本府政策評価有識者懇談会座長

(敬称略)

- ※ 外部有識者の理解を得て点検を受ける事業は、①26年度に新規に開始した事業、②27年度が事業の最終実施年度又は最終目標年度に当たるもの、③前年のレビューの取組の中で行政改革推進会議による意見（「秋のレビュー」）の対象となったもの、④翌年度予算の概算要求に向けて事業の継続の是非等を判断する必要があるもの⑤その他、前年度に事業内容が大幅に見直されるなどした事業等について 5年に1度を目途に点検を実施する。

また、公開プロセス対象事業の選定については、外部有識者の理解を得て絞り込みを行うこととする。

- ※ 公開プロセスにおいては、行政改革推進会議事務局が指定する有識者も参加する。

(3) 行政事業レビューの取組の進め方

各部局において、予算の支出先、用途、成果・活動実績等を踏まえ、事業の厳しい点検を行い、その結果を行政事業レビューシートにわかりやすく記載する。

その際、以下の点に特に留意するものとする。

- ①事業にどのような課題があり、その課題に対してどのように対応していくのかといった点検の具体的内容について、可能な限り説明を行うこと。
- ②事業の効果検証や妥当性の検証にあたっては、成果目標や代替的な目標に照らし、実績に基づいて定量的に行うこと。
- ③評価に関する説明については、どのような根拠に基づき評価を行ったのか説明すること。

3. 基金の点検等

1. ⑦から⑨までについて、チームによる厳格な点検・指摘が確実に実施されるよう、内閣府大臣官房企画調整課は、内閣府大臣官房会計課及び関係事業所管部局並びに事務局と調整を行う。

各部局においては、国からの資金交付を受けて公益法人等や地方公共団体に新設又は積み増し（以下、「造成」という。）された基金（以下、「基金」という。）について、以下の取り組みを通じ透明性を確保するとともに、余剰資金の有無等に係る厳格な点検を行う。また、国からの出資により事業を実施している場合には、執行状況を分かりやすい形で公表する。

(1) 「基金シート」（基金点検票）について

基金のうち、公益法人等に造成された基金について、「基金シート」及び「公益法人等に造成された基金の執行状況一覧表」を作成し、公表する。

なお、「補助金等の交付により造成した基金等に関する基準」（平成18年8月15日閣議決定）（以下「基金基準という。」）に基づく見直しの状況等については、「基金シート」において明示する。

「基金シート」を通じた基金の点検に当たっては、「基金基準」及び『『秋のレビュー』の指摘への対応と基金の再点検について』（平成26年11月28日行政改革推進会議とりまとめ）を踏まえ、以下のとおり厳格に点検を実施し、余剰資金について国庫返納を行う。

① 基金の点検等

ア 「保有割合」の基礎となる事業見込みに合理性や現実性を欠くことがないよう過去の執行実績や具体的な需要等を基に、精度の高い事業見込みを算定し、これに基づく、「保有割合」の計算を実施する。

イ 執行促進を目的として事業執行期間中に行う条件緩和や制度拡充には厳格に対応し、原則として余剰資金を国庫返納させるとともに、終了期限の延長についても、同様に厳格に対応する。

ウ 個別具体の事業を基金方式により実施することの必要性については、個々の事業の性質に応じて適切に判断する。特に、以下の3類型に該当しない事業については、基金方式によることなく実施できないか真摯に検討する。

- ・不確実な事故等の発生に応じて資金を交付する事業
 - ・資金の回収を見込んで貸付け等を行う事業
 - ・事業の進捗が他の事業の進捗に依存する事業
- エ 需要の大幅な減少等により低調な執行が継続している基金事業は、意義や有効性に問題があると考えられ、廃止を含め基金事業の在り方について検討する。
- ② 基金の設置法人等の適格性の点検
 基金を造成する法人等の適格性を担保する観点から、チームは基金の設置法人等の選定について以下のとおり点検を行うものとする。
- ア 基金を新設した場合における基金の設置法人等の申請条件や審査項目、選定経緯について、他事業に比べて過度に制限的になっていないか、事業執行能力の審査が適切に実施されているか等の観点から点検する。
- イ 既存の基金について、基金の大幅な積み増しにより事業量が拡大した場合や所期の円滑な業務運営が実現しない場合等、必要に応じ基金の設置法人等の適格性を点検する。
- ③ 基金への拠出時期・額の適切性の点検
 基金の効率的な活用を図るため、27年度以降基金へ拠出を行う場合、基金への拠出時期及び額が、事業の性質に応じて年度当初の一括交付金が必要であったか、基金事業の実施状況に応じたものとなっているかについて「基金シート」において明らかにする。

(2) 「地方公共団体等保有基金執行状況表」について

地方公共団体等に造成された基金（以下「地方公共団体等基金」という。）について、「地方公共団体等保有基金執行状況表」を作成し、公表する。

その際、地方公共団体等基金について、地方公共団体の事務負担に留意しつつ、3.（1）を踏まえて精査を行い、余剰資金があれば、地方公共団体に国庫納付を促す。

(3) 「出資状況表」の作成・公表等

国から出資を受けた法人等を所管する部局が「出資状況表」の作成・公表を行う。また、複数の府省により同一の法人等を共管している場合は、記載内容について相互に調整した上で、それぞれ「出資状況表」において公表する。

4. 今後のスケジュール

- 4月下旬 公開プロセス対象事業の選定、
外部有識者会合
- 6月上旬 公開プロセス対象事業のレビューシートを公表

6月中旬	公開プロセスの実施
6月末	公開プロセス対象事業以外のレビューシートの中間公表
7月	外部有識者による点検、 行政事業レビューの結果を概算要求に反映
7月末	基金シート中間公表
8月末	レビューシートの最終公表
9月中旬	平成28年度新規要求事業に係るレビューシート、 概算要求への反映状況の公表
9月末	基金シート（最終）、地方公共団体等保有基金執行状況表及び出資 状況表の公表